

# 1 環境行政全般

## 1 本県の環境行政組織(平成28年4月1日現在)

### (1) 環境関連

区分	課(室)名等	グループ等	主な業務
本 庁 一 県 民 環 境 部 一	環境首都課	気候変動対策担当  環境創造担当  自然環境担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦県環境基本条例に関すること</li> <li>◦県生活環境保全条例に関すること</li> <li>◦環境基本計画の推進</li> <li>◦環境首都とくしま・未来創造憲章に関すること</li> <li>◦環境白書に関すること</li> <li>◦県環境審議会の運営</li> <li>◦県地球温暖化対策推進条例に関すること</li> <li>◦県地球温暖化対策推進計画、県地球温暖化対策指針の推進</li> <li>◦地球温暖化対策の推進に関する法律の推進に関すること</li> <li>◦エネルギーの使用の合理化に関する法律に関すること</li> <li>◦環境マネジメントシステム、エコオフィスとくしま・県率先行動計画の推進</li> <li>◦県グリーン調達等推進方針に関すること</li> <li>◦徳島夏・冬のエコスタイルの推進に関すること</li> <li>◦とくしま環境県民会議に関すること</li> <li>◦環境首都とくしま・未来創造憲章の普及啓発</li> <li>◦環境教育・環境学習の推進</li> <li>◦地球温暖化対策の普及啓発及び活動支援</li> <li>◦循環型社会推進の普及啓発</li> <li>◦リサイクル製品、3Rモデル事業所の認定</li> <li>◦マイバッグ運動の推進</li> <li>◦エコショップ及びエコイベントの認定</li> <li>◦自然公園法、自然環境保全法に関すること</li> <li>◦県立自然公園条例、県自然環境保全条例に関すること</li> <li>◦自然公園の整備及び維持管理</li> <li>◦「四国のみち」(四国自然歩道)の維持管理及び利用促進</li> <li>◦生物多様性とくしま戦略の推進に関すること</li> <li>◦希少野生生物の保護、県希少種条例に関すること</li> <li>◦外来生物に関すること</li> </ul>
	自然エネルギー推進室	自然エネルギー推進担当  新エネルギー企画担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦自然エネルギー立県とくしまの推進</li> <li>◦自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金に関すること</li> <li>◦自然エネルギー立県とくしま推進資金貸付事業に関すること</li> <li>◦風力、小水力発電等の導入促進に関すること</li> <li>◦自然エネルギーによる災害につよいまちづくりに関すること</li> <li>◦水素エネルギー促進事業に関すること</li> <li>◦水素ステーションの管理・運営に関すること</li> <li>◦自然エネルギー及び水素エネルギーの普及啓発</li> <li>◦グリーンニューディール基金に関すること</li> <li>◦電気自動車の災害時活用に関すること</li> <li>◦次世代エコカーの普及促進</li> </ul>
	環境指導課	施設整備担当  審査指導担当  ゴミゼロ推進担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦産業廃棄物処理施設の設置許可</li> <li>◦産業廃棄物処理業の許可</li> <li>◦自動車リサイクル法に関すること</li> <li>◦廃棄物の不適正処理の監視</li> <li>◦不法投棄等に対する指導</li> <li>◦徳島県不法投棄等対策会議に関すること</li> <li>◦PCB特別措置法に関すること</li> <li>◦県廃棄物処理計画の推進</li> <li>◦循環型社会形成の推進</li> <li>◦循環型社会関連法の啓発</li> <li>◦一般廃棄物処理施設の設置許可</li> </ul>

区分	課（室）名等	グループ等	主な業務
本庁 (県民環境部)	環境管理課	企画・大気担当 水質担当 土砂担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦大気汚染防止法, 水質汚濁防止法, 瀬戸内海環境保全特別措置法, 土壤汚染対策法, ダイオキシン類対策特別措置法, 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法), 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律, 公害紛争処理法, 環境影響評価法, 県環境影響評価条例, 県生活環境保全条例に関すること</li> <li>◦公害防止協定・環境保全協定に関すること</li> <li>◦環境保全施設整備等資金貸付事業に関すること</li> <li>◦県環境影響評価審査会の運営</li> <li>◦発生源の監視及び指導</li> <li>◦生活排水対策の推進</li> <li>◦土壤・地下水・湖沼の環境保全の推進</li> <li>◦有害化学物質対策の推進</li> <li>◦環境配慮の推進</li> </ul>
区分	課（室）名等	グループ等	主な業務
本庁構成機関	保健製薬環境センター	総務企画担当 大気環境担当 水質環境担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦保健, 製薬衛生, 環境に関する調査研究の企画・調整</li> <li>◦試験研究評価委員会に関すること</li> <li>◦大気環境汚染状況の監視測定及び調査研究</li> <li>◦大気発生源の監視指導及び影響調査並びに調査研究</li> <li>◦アスベスト, 酸性雨, 有害大気汚染物質等の測定及び調査研究</li> <li>◦騒音・振動の測定及び防止に係る技術指導並びに調査研究</li> <li>◦環境放射能に係る監視測定及び調査研究</li> <li>◦公共用水域(河川・海域)及び地下水に係る水質の監視測定並びに調査研究</li> <li>◦水質発生源の監視指導及び影響調査並びに調査研究</li> <li>◦廃棄物及び処理施設に係る測定並びに調査研究</li> <li>◦化学物質に係る監視測定及び調査研究</li> </ul>

## (2) その他の環境保全関連部局

部局名	課（室）名等	主な環境保全関連業務
危機管理部	安全衛生課	◦徳島県水道水質管理計画の推進
	生活安全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦鳥獣の保護管理に関すること</li> <li>◦狩猟の適正化及び狩猟人材の育成</li> <li>◦環境審議会(鳥獣部会)の運営</li> <li>◦鳥獣保護法に関すること</li> </ul>
保健福祉部	東部保健福祉局	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦浄化槽事業の推進</li> <li>◦水質汚濁防止法に関すること</li> </ul>
商工労働観光部	企業支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の指導</li> <li>◦工場立地法に基づく工場緑化の推進</li> <li>◦地域環境との調和, 地域社会の貢献等に特に配慮した工場建設に対する助成</li> </ul>
	新産業戦略課	◦環境関連産業の創出
	工業技術センター	◦工業分野における研究開発等
農林水産部	農林水産政策課	◦鳥獣被害対策の推進
	もうかるブランド推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦環境に配慮した農業の推進</li> <li>◦農業分野の資源リサイクル, 地球温暖化対策, 生物多様性の保全に関すること</li> <li>◦肥料の施用等に係る条例及び土壤汚染防止法に関すること</li> <li>◦肥料の需給調整及び検査取締の実施</li> <li>◦農用地の土壤污染防治</li> <li>◦持続性の高い農業生産方式の導入</li> <li>◦農薬安全使用対策の推進</li> </ul>

部局名	課（室）名等	主な環境保全関連業務
農 林 水 産 部	畜産振興課	◦家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進 ◦畜産環境施設整備の推進
	林業戦略課	◦森林及び林業に関する総合的な企画及び調整 ◦森林計画の推進 ◦県民参加の森づくり
	新次元プロジェクト推進室	◦森林整備の推進 ◦森林保護の推進
	水産振興課	◦漁場環境保全の推進
	農林水産総合技術支援センター	◦農林水産分野における研究開発等
	農山漁村振興課	◦中山間地域総合整備事業の推進 ◦徳島県田園環境検討委員会の運営
	農業基盤課	◦環境との調和に配慮した農業農村整備の推進 ◦農業振興地域の整備に関する法律による優良な農用地の確保 ◦農地法による農地転用の制限
	森林整備課	◦森林整備の推進 ◦森林の保全
県 土 整 備 部	建設管理課	◦環境に配慮した公共工事の推進 ◦建設副産物の循環利用の促進
	用地対策課	◦徳島県国土利用計画及び徳島県土地利用基本計画の管理及び策定 ◦大規模な土地開発行為に対する指導
	道路整備課	◦低騒音舗装などによる騒音対策の推進 ◦自転車歩行者道等の整備による自動車排気ガスの抑制 ◦透水性舗装による地下水の涵養 ◦放射環状道路の整備による渋滞対策の推進 ◦電線類地中化などによる快適な都市景観の整備
	都市計画課	◦都市公園の計画的整備の推進 ◦緑化推進事業 ◦風致地区的指定 ◦屋外広告物の規制等の実施
	營繕課	◦公共建築物における低環境負荷技術の採用の推進
	河川整備課	◦多自然川づくりの推進 ◦河川における水環境の改善 ◦ダム下流の水質保全
	水・環境課	◦生活排水対策の企画及び調整 ◦下水道事業の推進 ◦旧吉野川流域下水道事業の推進及び施設の適正管理 ◦集落排水事業の推進 ◦浄化槽整備事業の推進
	運輸政策課	◦港湾及び海岸の環境保全
	次世代交通課	◦公共交通機関の利用促進
南部 総合 県民局	保健福祉環境部	◦生活環境保全、地域環境対策 ◦大気、水質の監視、測定、検査 ◦廃棄物の適正処理その他の廃棄物対策
西部 総合 県民局	保健福祉環境部	◦浄化槽維持管理の指導、フロン類の回収・自動車リサイクル・建設リサイクル関係法令に係る指導等 ◦自然保護、鳥獣保護 等
企業局	電力課	◦自然エネルギーの活用や啓発の推進
教育 委員会	学校教育課	◦学校における環境教育の推進
	教育文化課	◦文化財保護の推進

## 2 県の最近の動向

- ・平成21年4月、「徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度」を創設しました。
- ・平成21年11月1日、「ISO14001」から効果的かつ効率的なシステムである本県独自の「環境首都とくしま・県マネジメントシステム」に移行し、運用を開始しました。
- ・平成22年3月23日、第4次「エコオフィスとくしま・県率先行動計画」を策定しました。
- ・平成22年4月1日、世界に誇れる「環境首都とくしま」の実現を目指し、地球温暖化対策をはじめとした各種施策や環境活動を一元的にバックアップするとともに、環境学習・教育を総合的にサポートするための産学民官協働による本格的な活動拠点として「環境首都とくしま創造センター(エコみらいとくしま)」が設置されました。
- ・平成22年8月、第6期「徳島県分別収集促進計画」を策定しました。
- ・平成22年12月28日、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年7月1日法律第58号)の改正に伴い、優良な農地である農用地区域内農地の着実な確保を目指して変更した「徳島県農業振興地域整備基本方針」を公表しました。
- ・平成23年3月、「第三期徳島県廃棄物処理計画」を策定しました。
- ・平成23年8月、「徳島県地球温暖化対策推進計画」を策定しました。
- ・平成24年2月、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」(第7次)を策定し、併せて、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準を改正しました。
- ・平成24年3月、「自然エネルギー立県とくしま推進戦略」を策定しました。
- ・平成25年8月、第7期「徳島県分別収集促進計画」を策定しました。
- ・平成25年10月、「生物多様性とくしま戦略」を策定しました。
- ・平成25年12月、「第2次徳島県環境基本計画」を策定しました。
- ・平成27年1月、「環境首都とくしま・未来創造憲章」を制定しました。
- ・平成27年3月、「徳島県災害廃棄物処理計画」を策定しました。
- ・平成28年10月、「徳島県気候変動適応戦略」を策定しました。
- ・平成28年11月、「瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画」を変更しました。
- ・平成28年12月、「徳島県地球温暖化対策推進計画」に、温室効果ガスの新たな削減目標を追加しました。
- ・平成29年1月、「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例(愛称:すだちくん未来の地球条例)」を施行しました。

3 審議会等委員名簿 ※委員の職名は、原則、任命時のものです。

(1) 徳島県環境審議会委員（平成28年8月現在）

(1号委員：環境の保全に関し学識経験のある者)

(50音順)

氏名	職名	環境政策	気候変動	生活環境	自然環境	鳥獣	温泉	備考
青葉 暁子	鳴門教育大学大学院教授	○	○					
井内 一貴	公募委員	○		○	○			
池上 治徳	一般社団法人徳島新聞社総務局次長兼経理部長	○	○					
石田 啓祐	徳島大学大学院教授				○		●	
伊藤 晴夫	徳島県森林組合連合会代表理事専務		○	○	○			
大住 真世	農業（大住いちご園）		○	○				
鎌田 磨人	徳島大学大学院教授		○	○	○	●		
亀和 万喜	徳島県漁協女性部連絡協議会会长		○	○				
喜多 三佳	四国大学教授	○					○	
近藤 光男	徳島大学大学院教授	●	●	○				会長
斎藤 恵	一般社団法人徳島県医師会常任理事		○	○				
貞本 秀昭	日亜化学工業株式会社総合部門環境安全本部長	○	○	○				
佐藤 征弥	徳島大学准教授		○		○	○		
曾我部 静香	公募委員	○	○	○				
田渕 桂子	元社団法人日本建築士会連合会女性委員	○	○		○			
近森 憲助	鳴門教育大学大学院学校教育研究科特命教授	○	○		○			
津川 なち子	特定非営利活動法人徳島環境カウンセラー協議会理事長	○	○					
東條 昭二	一般社団法人徳島県産業廃棄物協会会长			○				
百々 健一	一般社団法人徳島県建設業協会常任理事			○				
富峯 康代	日本野鳥の会徳島県支部				○	○		
中 央子	徳島県消費者団体連絡会事務局長	○	○					
長尾 文明	徳島大学大学院教授	○						
中野 晋	徳島大学大学院教授	○	○		●	○		副会長
中村 英雄	特定非営利活動法人新町川を守る会理事長			○				
中村 秀美	徳島商工会議所女性会会長			○	○			
西山 賢一	徳島大学大学院准教授				○		○	
橋本 延子	徳島県林業研究グループ連絡協議会女性部会副会長				○	○		
濱口 靖徳	一般社団法人徳島県獣友会会长					○		
林 容子	J A 徳島女性組織協議会会长			○	○			
板東 喜代子	連合徳島副事務局長	○						
古本 奈奈代	徳島文理大学教授	○		○				
北條 昌秀	徳島大学大学院教授	○	○					
町口 美千代	徳島市昭和小学校校長	○		○	○			
萬野 行子	一般社団法人徳島県薬剤師会常務理事			○				
水口 裕之	徳島大学名誉教授			○				
本仲 純子	前徳島大学大学院教授	○	○	●			○	副会長
八木 一夫	公益社団法人徳島県獣医師会副会長	○				○		
山内 あい子	徳島大学大学院教授		○				○	

(2号委員：市町村長又はその指名する職員)

松崎 由美	阿南市環境保全課係長	○	○	○	○	○	○	
石川 洋至	藍住町生活環境課課長	○	○	○	○	○	○	

(専門委員：専門の事項について調査審議を行う関係行政機関等)

清水 栄一	徳島地方気象台次長		○					
-------	-----------	--	---	--	--	--	--	--

人数	41	21	21	17	17	11	7	
----	----	----	----	----	----	----	---	--

● 印：部会長

(2) 徳島県環境影響評価審査会委員（平成28年4月1日現在）

(50音順)

氏名	職名
植田 和美	四国大学短期大学部教授
大田 直友	阿南工業高等専門学校創造技術工学科准教授
大原 賢二	徳島県立佐那河内村いきものふれあいの里ネイチャーセンター長
岡崎 貴世	四国大学生活科学部教授
川上 周司	阿南工業高等専門学校創造技術工学科講師
河口 洋一	徳島大学大学院理工学研究部准教授
木下 覚	徳島県植物研究会会长
坂本 真理子	NPO法人郷の元気副代表理事
佐々木 千鶴	徳島大学大学院生物資源産業学研究部講師
佐田久 幸子	公益社団法人徳島県建築士会副会長
真田 純子	東京工業大学大学院環境・社会理工学院准教授
田村 隆雄	徳島大学大学院理工学研究部准教授
長尾 文明	徳島大学大学院理工学研究部教授
永本 能子	田中法律事務所弁護士
野村 美加	香川大学農学部教授
バルネケ マミ	元社団法人徳島県獣医師会理事
水口 裕之	徳島大学名誉教授
三好 真千	徳島文理大学理工学部講師
薮谷 智規	愛媛大学社会連携推進機構紙産業イノベーションセンター教授
吉積 幸二	元徳島県保健環境センター所長

#### 4 市町村の環境対策担当課一覧

区分 市町村名	担当課（室）	電話番号	区分 市町村名	担当課（室）	電話番号
徳島市	環境保全課	088-621-5213	神山町	住民課	088-676-1113
鳴門市	環境政策課	088-683-7571	那賀町	環境課	0884-62-1121
小松島市	市民生活課	0885-32-2147	牟岐町	住民福祉課	0884-72-3414
阿南市	環境保全課	0884-22-3413	美波町	住民生活課	0884-77-3613
吉野川市	環境企画課	0883-22-2230	海陽町	保健環境課	0884-73-4311
阿波市	環境衛生課	0883-36-8711	松茂町	産業環境課	088-699-8714
美馬市	環境下水道課	0883-52-8020	北島町	生活産業課	088-698-9806
三好市	環境課	0883-72-3436	藍住町	生活環境課	088-637-3116
勝浦町	住民課	0885-42-1501	板野町	環境生活課	088-672-5987
上勝町	企画環境課	0885-46-0111	上板町	環境保全課	088-694-6813
佐那河内村	産業環境課	088-679-2115	つるぎ町	環境課	0883-62-3112
石井町	清掃センター	088-674-6842	東みよし町	環境課	0883-79-5340

## 2 大気関係資料

### 1 大気の汚染に係る環境基準

(昭和48年環境庁告示第25号, 昭和48年環境庁告示第35号改正, 昭和53年環境庁告示第38号改正, 昭和56年環境庁告示第47号改正, 平成8年環境庁告示第73号改正, 平成8年環境庁告示第74号改正, 平成9年環境庁告示第4号, 平成13年環境省告示第30号改正, 平成21年環境省告示第33号)

項目	基 準 値	備 考
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり, かつ, 1時間値が0.1ppm以下であること。	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり, かつ, 1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり, かつ, 1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり, かつ, 1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1 浮遊粒子状物質とは, 大気中に浮遊する粒子状物質であって, その粒径が10μm以下のものをいう。また, 2.5μm以下のものを微小粒子状物質という。 2 光化学オキシダントとは, オゾン, パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り, 二酸化窒素を除く。)をいう。

#### 評価方法

##### (1) 二酸化いおう, 一酸化炭素, 浮遊粒子状物質, 光化学オキシダント及び二酸化窒素

###### ① 短期的評価(二酸化窒素を除く)

測定を行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値または各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

###### ② 長期的評価

###### ア 二酸化窒素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち, 低い方から数えて98%目に当たる値(1日平均値の年間98%値)を環境基準と比較して評価を行う。

###### イ 浮遊粒子状物質, 二酸化いおう及び一酸化炭素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち, 高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値(1日平均値の年間2%除外値)を環境基準と比較して評価を行う。

ただし, 上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。

##### (2) 微小粒子状物質

長期基準と短期基準の両面について, 長期的評価を行う。

###### ① 長期基準に関する評価

測定結果の1年平均値を長期基準(1年平均値)と比較して評価を行う。

###### ② 短期基準に関する評価

測定結果の1日平均値の年間98パーセンタイル値を短期基準(1日平均値)と比較して評価を行う。

## 2 硫黄酸化物に係るK値改定の経過(条例)

地域	改定年月日	S47.3.24	S50.3.25
徳島市(川内町, 応神町に限る)			
阿南市(※)		15.8	8.76
北島町			
徳島市(上記2町を除く)		22.2	17.5
鳴門市, 小松島市			
阿南市(上記22町及び羽ノ浦町を除く)			
その他の地域		-	

(注) ※は、「富岡町, 学原町, 日開野町, 七見町, 領家町, 住吉町, 原ヶ崎町, 西路見町, 出来町, 豊益町, 福村町, 眇町, 黒津地町, 向原町, 辰巳町, 才見町, 中林町, 見能林町, 大潟町, 津乃峰町, 橋町及び那賀川町に限る。」

### 3 塩素・塩化水素の上乗せ排出基準

有害物質の種類	適用施設	法の排出基準	条例による上乗せ排出基準	上乗せ排出基準適用地域
塩素	大気汚染防止法施行令別表第1の16の頃から19の頃までに掲げる施設	30mg/Nm <sup>3</sup>	20mg/Nm <sup>3</sup>	徳島市(川内町, 応神町に限る)
塩化水素		80mg/Nm <sup>3</sup>	50mg/Nm <sup>3</sup>	松茂町, 北島町

### 4 クロム及びその化合物の規制基準

有害物質の種類	規制基準
クロム及びその化合物	排出口における排出ガス1Nm <sup>3</sup> につきクロムとして0.3mg
六価クロム化合物	敷地の境界線の地表における大気1m <sup>3</sup> につき三酸化クロムとして0.0010mg

### 5 「今後の自動車排ガス低減対策のあり方について」(中央公害対策審議会答申)

近年の自動車排出ガス低減対策は、平成元年12月の中央公害対策審議会答申「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」で示された目標に沿って推進されてきました。同答申に基づき、

- ・自動車排出ガスについて、ディーゼル自動車等から排出される窒素酸化物(NOx), 粒子状物質(PM)等を短期及び長期の2段階の目標に沿って大幅に削減
- ・自動車燃料品質について、軽油中の硫黄分を短期及び長期の2段階に分けて10分の1レベル(0.5質量%→0.2質量%→0.05質量%)にまで低減

等の諸施策が平成11年度までにすべて実施されました。

元年答申で示された目標について完全実施のめどが立ったことから、平成8年5月、環境庁長官により中央環境審議会に対して「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」が諮問され、中央環境審議会大気部会及び同部会に新たに設置された自動車排出ガス専門委員会において検討が開始されました。

- 平成8年10月18日には、中間答申がとりまとめられ、同答申に基づき、

- ・二輪車について排出ガス規制の導入及びHC等の排出削減
- ・ガソリン・LPG自動車についてHC等の排出削減
- ・自動車燃料品質についてガソリンの低ベンゼン化(5体積%→1体積%)

の諸施策が、排出ガス規制については平成10年又は11年に、燃料品質規制については平成12年1月に実施されました。

- 平成9年11月21日には、第二次答申がとりまとめられ、同答申に基づき、

- ・ガソリン・LPG自動車について、平成12年から14年にかけてNOxとHCの排出量削減に重点を置き対策を強化し、さらに平成17年頃を目途に新短期目標の2分の1以下を目標に技術開発を進めること
- ・ガソリン自動車の燃料蒸気ガス試験法を改定し、前項と同時に燃料蒸気ガス低減対策を強化すること
- ・ディーゼル特殊自動車の排出ガス規制を平成16年から導入すること

が予定・実施されており、ガソリン新短期目標及びガソリン自動車の燃料蒸気ガスについては平成10年9月に大気汚染防止法に基づく告示「自動車排出ガスの量の許容限度」の改正等所要の措置が講じられました。

- 平成10年12月14日には、第三次答申がとりまとめられ、同答申に基づき、

- ・ディーゼル自動車について、平成14年から16年にかけてNOx及びPM削減に重点を置き対策を強化し、さらに平成19年頃を目途に新短期目標の2分の1程度を目標に技術開発を進めること

が予定され、ディーゼル新短期目標については平成12年9月に許容限度の改正等所要の措置が講じられました。

- 平成12年11月1日には、第四次答申がとりまとめられ、同答申に基づき、

- ・第三次答申で平成19年頃を目途とされたディーゼル新長期目標を2年前倒しし、平成17年までに達成すること
- ・軽油中の硫黄分の許容限度設定目標値を平成16年末までに現行の10分の1に低減すること
- ・ディーゼル特殊自動車の低減目標を1年前倒しし平成15年までに達成すること

が予定・実施されており、平成13年8月には、ディーゼル特殊自動車について排出ガス規制を導入することとし、許容限度等の改正等所要の措置が講じられました。

- 平成14年4月16日には、第五次答申がとりまとめられ、同答申に基づき、

- ・ディーゼル自動車について、平成17年度までにNOx等を低減しつつ、PMに重点をおいた対策を行う。特に、重量車(車両総重量3.5t超)は、PMをより大幅に低減すること
- ・ガソリン自動車について、排出ガス低減対策と二酸化炭素低減対策の両立に配慮しつつ、NOx等を低減することとし、乗用車等は平成17年度末までに、軽乗用車は平成19年末までに達成することが予定され、

平成15年3月及び平成18年11月に許容限度の改正等所要の措置が講じられました。

●平成15年6月30日には、第六次答申がとりまとめられ、同答申に基づき、

・二輪車の排出ガス低減対策として、平成18年から19年にかけて、現行規制に比べ、炭化水素については車種により75%～85%低減、窒素酸化物については50%低減、一酸化炭素については85%低減すること

・ディーゼル特殊自動車については、平成18年から20年にかけて、粒子状物質、窒素酸化物については、定格出力範囲ごとに、現行規制に比べ約2～5割低減すること

・平成19年度末までに新たにガソリン・LPG特殊自動車を規制対象に追加すること

が予定され、平成17年5月に特定特殊自動車について排出ガス規制が導入、平成18年3月には許容限度が設定されました。

●平成15年7月31日には、第七次答申がとりまとめられ、同答申に基づき、

・ディーゼル自動車の排出ガス低減対策として、軽油中の硫黄分の許容限度を平成19年から10ppmとする（現状50ppm）

・ガソリン及び軽油の品質に係る品質項目の追加と許容限度の見直しを図る

こと等が予定・実施され、平成18年11月に軽油中の硫黄分の許容限度が改正されました。

●平成17年4月8日には、次の内容の第八次答申がとりまとめられ、同答申に基づき、

・PMの大幅な低減（未規制時に比べ99%削減）を図り、「PMフリー化」を目指すこと

・NOxの大幅な低減（未規制時に比べ96%削減。大型トラックでは、ガソリンとディーゼルは同じ規制値。）を図ること

が予定され、平成19年12月にディーゼル自動車の窒素酸化物及び粒子状物質や、ガソリン自動車の粒子状物質の許容限度が改正されました。さらに、平成20年3月25日には、同答申に基づき、新車のトラック・バス及び乗用車から排出されるNOx及びPMの更なる低減を図るために、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成14年7月15日国土交通省告示第619号）等が一部改正され、“ポスト新長期規制”として平成21年10月から順次規制が適用されています。

●平成20年1月29日には、次の内容の第九次答申がとりまとめられ、同答申に基づき、

・ディーゼル特殊自動車の排出ガス低減対策として、後処理装置の装着を前提としたPM、NOxの規制強化を実施（現行規制に比べ約9割削減）

・黒煙規制の見直し（オパシメーターによる測定への変更、4モード黒煙試験の廃止）

が予定され、平成22年3月18日に「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」等の一部が改正されました。

●平成22年7月28日には、第十次答申がとりまとめられ、

・ディーゼル重量車の排出ガス低減対策として、窒素酸化物（NOx）に係る新たな許容限度目標値を0.4g/kWhとする。

・E10対応ガソリン車の排出ガス低減対策及びE10の燃料規格として、①E10対応ガソリン車は、含酸素率0～3.7質量%の範囲でどの燃料が使用されても現行ガソリン車の排出ガス規制に適合させる。また、燃料配管をエタノールが浸透しにくいものとすること等により、現行ガソリン車の燃料蒸発ガス規制に適合させる。②E10の含酸素率上限は、エタノール10体積%から換算した3.7質量%とする。

こと等の答申がなされ、今後、環境省において、本答申を踏まえ規制強化のための所要の手続が行われる予定です。

●平成24年8月10日には、第十一次答申がとりまとめられ、

・二輪車の排出ガス低減対策として、排出ガス試験サイクルを世界統一試験サイクルWMTCに変更する。

また、駐車時に燃料タンクから排出される燃料蒸発ガスへの規制を導入し、排出ガス低減装置の機能不良を監視する車載式故障診断（OBD）システムの装備を義務付けする。これらの適用は平成28年末までに開始する。

・ディーゼル重量車の排出ガス低減対策として、定期的な触媒の昇温等によるHC被毒対策を実施し、性能低下の更なる原因究明及びその対策の検討を行うとともに、NOx後処理装置の耐久性を適切に評価できる耐久走行試験法への見直しも検討する。

・ディーゼル特殊自動車の排出ガス低減対策として、規制合理化の観点から認証時の黒煙試験を廃止するとともに、使用過程での黒煙測定方法を従来の黒煙汚染度測定器からオパシメーターに変更する。また、平成26年規制において、プローバイガスの大気開放を原則禁止する。

こと等の答申がなされ、今後、環境省において、本答申を踏まえ規制強化のための所要の手続が行われる予定です。

●平成27年2月4日には、第十二次答申がとりまとめられ、

・乗用車等における排出ガス試験方法の国際調和として、現行の排出ガス試験サイクル（JC08モード）から、世界統一試験サイクルWLTCに変更する。また、次期排出ガス許容限度目標値については、現行規制と同等またはそれ以上の排出ガスレベルを確保する値を設定した。なお、適用時期についてはガソリン・

LPG乗用車、ガソリン・LPG軽量貨物車、ディーゼル乗用車及びディーゼル軽量貨物車にあっては、平成30年末までに、ガソリン・LPG軽貨物車、ガソリン・LPG中量貨物車及びディーゼル中量貨物車にあっては、平成31年末までに適用を開始する。

・ディーゼル重量車におけるプローバイガス対策の国際調和として、プローバイガスを大気解放する構造のエンジンについて、世界統一基準と同様な取扱いを認めることとした。なお、適用については平成28年から平成30年までの間に、逐次適用されるディーゼル重量車の次期排出ガス許容限度目標値の適用時期と同じとする。

こと等の答申がなされ、今後、環境省においては、本答申を踏まえて法令整備等の所要の手続きを進めいく予定です。

## 6 自動車排出ガス規制に係る規制値

種別		現行規制				次期規制				備考
		試験モード	成分	規制年	規制値	試験モード	成分	規制年	規制値	
ガソリン・LPG車	乗用車	JC08モード (g/km)※3	CO	平成17年	1.92(1.15)	WLTC (g/km)※6	CO	平成30年	(1.15)	
			NMHC		0.08(0.05)		NMHC		(0.10)	
			NOx		0.08(0.05)		NOx		(0.05)	
			PM※4		0.007(0.005)		PM※4		(0.005)	
	軽自動車	JC08モード (g/km)※3	CO	平成19年	6.67(4.02)	WLTC (g/km)※6	CO	平成31年	(4.02)	
			NMHC		0.08(0.05)		NMHC		(0.10)	
			NOx		0.08(0.05)		NOx		(0.05)	
			PM※4		0.007(0.005)		PM※4		(0.005)	
	トラック・バス	JC08モード (gvw≤1.7t) (g/km)※3	CO	平成17年	1.92(1.15)	WLTC (g/km)※6	CO	平成30年	(1.15)	
			NMHC		0.08(0.05)		NMHC		(0.10)	
			NOx		0.08(0.05)		NOx		(0.05)	
			PM※4		0.007(0.005)		PM※4		(0.005)	
	中量車 (1.7t<gvw ≤3.5t)	JC08モード (g/km)※3	CO	平成17年	4.08(2.55)	WLTC (g/km)※6	CO	平成31年	(2.55)	
			NMHC		0.08(0.05)		NMHC		(0.15)	
			NOx		0.10(0.07)		NOx		(0.07)	
			PM※4		0.009(0.005)		PM※4		(0.007)	
	重量車 (3.5t<gvw)	JE05モード (g/kWh)	CO	平成17年	21.3(16.0)		CO			次期規制について未定
			NMHC		0.31(0.23)		NMHC			
			NOx		0.9(0.7)		NOx			
			PM※4		0.013(0.010)		PM			
ディーゼル車	乗用車	JC08モード (g/km)※3	CO	平成21年	0.84(0.63)	WLTC (g/km)※6	CO	平成30年	(0.63)	
			NMHC		0.032(0.024)		NMHC		(0.024)	
			NOx		0.11(0.08)		NOx		(0.15)	
			PM		0.007(0.005)		PM		(0.005)	
	軽量車 (gvw≤1.7t)	JC08モード (g/km)※3	CO	平成21年	0.84(0.63)	WLTC (g/km)※6	CO	平成30年	(0.63)	
			NMHC		0.032(0.024)		NMHC		(0.024)	
			NOx		0.11(0.08)		NOx		(0.15)	
			PM		0.007(0.005)		PM		(0.005)	
	中量車 (1.7t<gvw ≤3.5t)	JC08モード (g/km)※3	CO	平成21年 ※ 5	0.84(0.63)	WLTC (g/km)※6	CO	平成31年	(0.63)	
			NMHC		0.032(0.024)		NMHC		(0.024)	
			NOx		0.20(0.15)		NOx		(0.24)	
			PM		0.009(0.007)		PM		(0.007)	
	重量車 (3.5t<gvw)	JE05モード (g/kWh)	CO	平成21年 ※ 5	2.95(2.22)	WHTC※7 及び WHSC (g/kWh)	CO	平成28年 ※ 8	2.95(2.22)	
			NMHC		0.23(0.17)		NMHC		0.23(0.17)	
			NOx		0.9(0.7)		NOx		0.7(0.4)	
			PM		0.013(0.010)		PM		0.013(0.010)	

※ 1 CO : 一酸化炭素, HC : 炭化水素, NMHC : 非メタン炭化水素, NOx : 硝素酸化物, PM : 粒子状物質

※ 2 規制値1.92(1.15)とは、1台あたり上限値1.92、型式あたりの平均値1.15を表す。

※ 3 JC08モードを冷機状態において測定した値に0.25を乗じた値とJC08モードを暖機状態において測定した値に0.75を乗じた値との和で算出される値に対し適用。

※ 4 吸収型NOx還元触媒を装着した希薄燃焼方式の筒内直接噴射ガソリンエンジン搭載車に対してのみ適用。

※ 5 GVW(車両総重量)1.7t超2.5t以下、3.5t超12t以下の車両については平成22年からの適用。

※ 6 WLTCを冷機状態のみにおいて測定した値に対し適用。

※ 7 WHTCを冷機状態において測定した値に0.14を乗じた値とWHTCモードを暖機状態において測定した値に0.86を乗じた値との和で算出される値に対し適用。

※ 8 トラクタについては平成29年、GVW3.5t超7.5t以下の車両については平成30年から適用。



- クラス2：パート1を冷機状態において測定した値に0.3を乗じた値とパート2を暖機状態において測定した値に0.7を乗じた値との和で算出される値
- クラス3：パート1を冷機状態において測定した値に0.25を乗じた値とパート2を暖機状態において測定した値に0.5を乗じた値とパート3を暖機状態において測定した値に0.25を乗じた値との和で算出される値
- ※5 8モード及びNRTCモードを冷機状態において測定した値に0.1を乗じた値を8モード及びNRTCモードを~~を~~暖機状態において測定した値に0.9を乗じた値との和で算出される値に対し適用。

## 7 オキシダントに係る発令基準及び措置内容

緊急時報 の区分	発令基準	措置内容	
		ばい煙排出者	自動車使用者等
予報	区域内の1以上の測定局において、1時間値が0.10ppm以上となり、かつ気象条件からみて注意報の発令基準程度に大気の汚染が進行するおそれがあると予想されるとき。	1 発令区域内の主要ばい煙排出者(注1)に対し、予報発令時点における窒素酸化物排出総量の20 %以上の削減措置又はこれに相当する措置をとるよう協力要請する。 2 発令区域外に位置する主要ばい煙排出者に対しては、必要に応じ、1と同様の削減措置をとるよう協力要請する。 3 日没、降雨などの気象条件により主要ばい煙排出者による汚染が進行するおそれがないと認められるときは、緊急時報の解除を待たずに協力要請について解除できるものとする。	-
注意報	区域内の1以上の測定局において、1時間値が0.12ppm以上となり、かつ気象条件からみて大気の汚染の状態が継続すると認められるとき。	1 発令区域内の主要ばい煙排出者に対し、予報段階の措置と同様の措置をとるべきこと又は継続すべきことを勧告する。 2 発令区域外に位置する主要ばい煙排出者に対しては、必要に応じ、1と同様の削減措置をとることを勧告する。 3 撥発性有機化合物排出者に対し、揮発性有機化合物の排出量又は飛散の量の減少その他必要な措置をとるべきことを要請する。	自動車の使用者又は運転者に対し、自動車の運行を自主的に制限するよう協力要請する。
警報	区域内の1以上の測定局において、1時間値が0.24ppm以上となり、かつ気象条件からみて大気の汚染の状態が継続すると認められるとき。	1 発令区域内及びその周辺に位置するばい煙排出者(注2)に対し、予報発令時点(ただし、主要ばい煙排出者以外のばい煙排出者は警報発令時点)における窒素酸化物排出総量の30%以上の削減措置又はこれに相当する措置をとるべきことを勧告する。 2 撥発性有機化合物排出者に対し、注意報段階と同様の措置とする。	注意報段階と同様の措置とする。
重大警報	区域内の1以上の測定局において、1時間値が0.40ppm以上となり、かつ気象条件からみて大気の汚染の状態が継続すると認められるとき。	1 大気の汚染状態等がばい煙に起因する場合にあっては、発令区域内及びその周辺に位置するばい煙排出者に対し、予報発令時点(ただし、主要ばい煙排出者以外のばい煙排出者は警報発令時点)における窒素酸化物排出総量の40 %以上の削減措置又はこれに相当する措置をとるべきことを命令する。 2 撥発性有機化合物排出者に対し、揮発性有機化合物の排出量又は飛散の量の減少その他必要な措置をとるべきことを命令する。	大気汚染状態等が、自動車排出ガスに起因する場合にあっては、公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請する。

- (注) 1. 主要ばい煙排出者とは8(下記)の工場・事業場です。  
 2. ばい煙排出者とは排出ガス量の最大値の合計が1万Nm<sup>3</sup>/h以上の工場・事業場です。

## 8 主要ばい煙排出者(平成28年4月1日現在)

市町	工場・事業場名
徳島市	大塚化学(株)徳島工場, 新日本理化(株)徳島工場
鳴門市	鳴門塩業(株)製塩工場
阿南市	王子製紙(株)富岡工場, 四国電力(株)阿南発電所, 新日本电工(株)徳島工場, 四国電力(株)橘湾発電所, 電源開発(株)橘湾火力発電所
藍住町	(株)ジェイテクト徳島工場

## 3 水質関係資料

### 1 水質汚濁に係る環境基準

(昭和46年環境庁告示第59号, 昭和49年環境庁告示第63号改正, 昭和50年環境庁告示第3号改正, 昭和57年環境庁告示第41号改正, 昭和57年環境庁告示第140号改正, 昭和60年環境庁告示第29号改正, 昭和61年環境庁告示第1号改正, 平成3年環境庁告示第78号改正, 平成5年環境庁告示第16号改正, 平成5年環境庁告示第65号改正, 平成7年環境庁告示第17号改正, 平成10年環境庁告示第15号改正, 平成11年環境庁告示第14号改正, 平成12年環境庁告示第22号改正, 平成15年環境省告示第123号改正, 平成20年環境省告示第40号改正, 平成21年環境省告示第78号改正, 平成23年環境省告示第94号改正, 平成24年環境省告示第127号改正, 平成25年環境省告示第30号改正, 平成26年環境省告示第39号改正, 平成26年環境省告示第126号改正, 平成28年環境省告示第37号改正)

#### (1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目名	基準値	備考
カドミウム	0.003mg/L以下	
全シアン	検出されないこと。	
鉛	0.01mg/L以下	
六価クロム	0.05mg/L以下	
砒素	0.01mg/L以下	
総水銀	0.0005mg/L以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	
PCB	検出されないこと。	
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	
四塩化炭素	0.002mg/L以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	
チウラム	0.006mg/L以下	
シマジン	0.003mg/L以下	
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	
ベンゼン	0.01mg/L以下	
セレン	0.01mg/L以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	
ふつ素	0.8mg/L以下	
ほう素	1mg/L以下	
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

(ア) 河川

a 河川(湖沼を除く)

(a)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN /100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN /100mL以下
B	水道3級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN /100mL以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	-
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	-

備 考

1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。

2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる)。

(注) 1. 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

- 2. 水道 1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
  - " 2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
  - " 3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3. 水産 1級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
  - " 2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
  - " 3級: コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4. 工業用水 1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
  - " 2級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
  - " 3級: 特殊の浄水操作を行うもの
- 5. 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(b)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02 mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下

(b)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下
備 考				
1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。				

b 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ水の滞留時間が4日間以上ある人工湖）

(a)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN /100mL以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN /100mL以下
B	水道3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	-
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	-
備 考						
水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						

(注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全

- 2. 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- “ 2, 3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3. 水産 1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- “ 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- “ 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4. 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- “ 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5. 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

## (b)

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値	
		全 窒 素	全 り ん
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
Ⅱ	水道1, 2, 3級(特殊なものを除く。), 水産1種, 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
Ⅲ	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅴ	水産3種, 工業用水, 農業用水, 環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下

## 備 考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。

(注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
  - " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
  - " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)

3. 水産 1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並び水産2種及び水産3種の水産生物用
  - " 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
  - " 3種：コイ, フナ等の水産生物用

4. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

## (c)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ, サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ, フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基 準 値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上

## (イ) 海域

(a)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数 /100mL以下	n-ヘキサン 抽出物質(油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に掲げる もの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN /100mL以下	検出されないこと
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲 げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	-	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	-	-

**備 考**  
水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。

(注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水 産 1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

" 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(b)

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値	
		全 硝 素	全 り ん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種 水浴 及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種、工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

**備 考**

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水 産 1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

" 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

" 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

(c)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上

## 2 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年環境庁告示第10号、平成10年環境庁告示第23号改正、平成11年環境庁告示第16号改正、平成20年環境省告示第41号改正、平成21年環境省告示第79号改正、平成23年環境省告示第95号改正、平成26年環境省告示第40号改正、平成26年環境省告示第127号改正、平成28年環境省告示第31号改正)

項目	基 準 値	備 考
カドミウム	0.003mg/以下	1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シンに係る基準値については、最高値とする。
全シン	検出されないこと。	2 「検出されないこと」とは、平成9年3月13日付け環境庁告示第10号別表測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
鉛	0.01mg/以下	3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
六価クロム	0.05mg/以下	
砒素	0.01mg/以下	
総水銀	0.0005mg/以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	
P C B	検出されないこと。	
ジクロロメタン	0.02mg/以下	
四塩化炭素	0.002mg/以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/以下	
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/以下	
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/以下	
トリクロロエチレン	0.01mg/以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/以下	
チウラム	0.006mg/以下	
シマジン	0.003mg/以下	
チオベンカルブ	0.02mg/以下	
ベンゼン	0.01mg/以下	
セレン	0.01mg/以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/以下	4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
ふつ素	0.8mg/以下	
ほう素	1mg/以下	
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	

### 3 上乗せ排水基準設定状況

施行年月日	水 域 名	対 象 業 種
S47. 4. 1	吉野川及び新町川並びにこれらに接続する公共用水域	全業種(新設, 既設)
S47.11. 1	小松島港及びこれに流入する公共用水域	全業種(新設, 既設)
S48. 4. 1	那賀川水系派川那賀川及びこれに接続する公共用水域	パルプ又は紙製造業
S48.12. 1	那賀川(桑野川及び岡川を含む)及び勝浦川並びにこれらに接続する公共用水域	全業種(新設, 既設)
S49.11. 1	橋湾及び椿泊湾並びにこれらに接続する公共用水域	全業種(新設, 既設)
	瀬戸内海水域	全業種(新設, 既設)
S50.11. 1	県南沿岸海域及びこれに接続する公共用水域	全業種(新設, 既設)
	県のすべての沿岸海域及びこれに接続する公共用水域	旅館業, 試験研究機関
S51. 4. 1	県のすべての沿岸海域及びこれに接続する公共用水域	畜産農業又はサービス業
S51.11. 1	県北沿岸海域及びこれに接続する公共用水域	全業種(新設, 既設)
S53. 4. 1	紀伊水道海域及びこれに接続する公共用水域	全業種(新設, 既設)
S59. 4. 1	県のすべての沿岸海域及びこれに接続する公共用水域	冷凍調理食品製造業, たばこ製造業, 木材・木製品製造業, 新聞業, 出版業, 印刷業, 製版業, ゴム製品製造業, 空き瓶卸売業, 净水施設, 病院, 中央卸売市場, 地方卸売市場, 自動車分解整備事業, 廃棄物処理施設
H元.10. 1	県のすべての沿岸海域及びこれに接続する公共用水域	共同調理場, 弁当仕出屋又は弁当製造業, 飲食店
H 5. 6. 1	瀬戸内海水域	みなし指定地域特定施設のみを設置する工場又は事業場

### 4 土壌・地盤関係資料

#### 1 土壌の汚染に係る環境基準

(平成3年環境庁告示第46号, 平成5年環境庁告示第19号改正, 平成6年環境庁告示第5号改正, 平成6年環境庁告示第25号改正, 平成7年環境庁告示第19号改正, 平成10年環境庁告示21号改正, 平成13年環境省告示第16号改正, 平成20年環境省告示第46号改正, 平成22年環境省告示第37号改正, 平成26年環境省告示第44号改正)

項 目	基 準 値	備 考
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり, かつ, 農用地においては, 米1kgにつき0.4mg 以下であること。	1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し, これを用いて測定を行うものとする。
全シアン	検液中に検出されないこと。	
有機燐	検液中に検出されないこと。	
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	2 カドミウム, 鉛, 六価クロム, ヒ素, 総水銀, セレン, ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては, 汚染土壤が地下水表面から離れており, かつ, 原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg, 0.01mg, 0.05mg, 0.01mg, 0.0005mg, 0.01mg, 0.8mg及び1mgを超えていない場合には, それぞれ検液1Lにつき0.03mg, 0.03mg, 0.15mg, 0.03mg, 0.0015mg, 0.03mg, 2.4mg及び3mgとする。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	
ヒ素	検液1Lにつき0.01mg以下であり, かつ, 農用地(田に限る。)においては, 土壤1kgにつき15mg未満であること。	
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。	
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	
PCB	検液中に検出されないこと。	
銅	農用地(田に限る。)においては, 土壤1kgにつき125mg未満であること。	
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。	
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。	
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。	
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。	
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。	
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	

項目	基 準 値	備 考
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。	
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	
ふつ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。	
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。	3 「検液中に検出されないこと」とは、告示に定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

## 2 区域の指定に係る基準

特定有害物質の種類		土 壤 溶 出 量 基 準	土 壤 含 有 量 基 準
第一種	四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	
	1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。	
	1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。	
	1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	
	ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	
	テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	
	1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。	
	1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	
	トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。	
第二種	ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	
	カドミウム及びその化合物	検液1Lにつきカドミウム0.01mg以下であること。	土壌1kgにつきカドミウム150mg以下であること。
	六価クロム化合物	検液1Lにつき六価クロム0.05mg以下であること。	土壌1kgにつき六価クロム250mg以下であること。
	シアノ化合物	検液中にシアノが検出されないこと。	土壌1kgにつき遊離シアノ50mg以下であること。
	水銀及びその化合物	検液1Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。	土壌1kgにつき水銀15mg以下であること。
	セレン及びその化合物	検液1Lにつきセレン0.01mg以下であること。	土壌1kgにつきセレン150mg以下であること。
	鉛及びその化合物	検液1Lにつき鉛0.01mg以下であること。	土壌1kgにつき鉛150mg以下であること。
	砒素及びその化合物	検液1Lにつき砒素0.01mg以下であること。	土壌1kgにつき砒素150mg以下であること。
	ふつ素及びその化合物	検液1Lにつきふつ素0.8mg以下であること。	土壌1kgにつきふつ素4,000mg以下であること。
	ほう素及びその化合物	検液1Lにつきほう素1mg以下であること。	土壌1kgにつきほう素4,000mg以下であること。
第三種	シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。	
	チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	
	チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	
	PCB	検液中に検出されないこと。	
	有機燐化合物	検液中に検出されないこと。	

## 5 有害化学物質関係資料

### 1 ダイオキシン類に係る環境基準

(平成11年環境庁告示第68号, 平成14年環境省告示第46号改正, 平成21年環境省告示第11号改正)

媒 体	基 準 値
大 気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下 (年平均値)
水 質	1pg-TEQ/L以下 (年平均値)
底 質	150pg-TEQ/g以下
土 壤	1,000pg-TEQ/g以下

(注)底質の環境基準については、平成14年9月1日から適用

## 6 騒音・振動・悪臭関係資料

### 1 騒音に係る環境基準

#### ア 環境基準

(平成10年環境庁告示第64号, 平成12年環境庁告示第20号改正)

地域の類型	基 準 値	
	昼間（午前6時から午後10時まで）	夜間（午後10時から翌日の午前6時まで）
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- (注) 1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。  
2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。  
3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。  
4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。  
5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

(備考) 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道の部分をいう。

基 準 値	
昼 間	夜 間
70デシベル以下	65デシベル以下

[備考]個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として右表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- ・道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）
- ・一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

(参考) (平成24年徳島県告示第217号, 平成24年徳島市告示55号, 平成24年鳴門市告示第23号, 平成24年小松島市告示第14号, 平成24年阿南市告示第18号, 平成24年吉野川市告示第24号, 平成24年三好市第72号)

地域の類型	指 定 地 域	
A	徳島市, 鳴門市, 小松島市, 阿南市, 吉野川市, 三好市, 石井町, 美波町, 松茂町, 北島町	左記6市4町の区域のうち, 都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域, 第2種低層住居専用地域, 第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域並びに次に挙げる住居集合地域(丈六団地, 東急しらさぎ台, 市営応神団地等, 市営不動団地等, 富吉団地等(以上徳島市), 市営矢倉団地, リューネの森等(以上鳴門市), あすみが丘団地(阿南市), 北島グリーンタウン(北島町))
B	同上	左記6市4町の区域のうち, 都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種住居地域, 第2種住居地域及び準住居地域
C	同上	左記6市4町の区域のうち, 都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域及び工業地域

(注) 都市計画法の用途地域及び団地造成地のうち, A類型には専ら住居の用に供される地域, B類型には主として住居の供される地域, C類型には相当数の住居と併せて商業・工業用に供される地域をあてはめています。

#### イ 航空機騒音に係る環境基準

(昭和48年環境庁告示第154号, 平成5年環境庁告示第91号改正, 平成12年環境庁告示第78号改正, 平成19年環境省告示114号改正)

地域の類型	基 準 値
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

- (注) 1. I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし, II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。  
 2. 各類型をあてはめる地域は, 都道府県知事が指定する。  
 3. 平成19年環境省告示第114号改正により, 平成25年4月1日以降は, 評価指標をWECPNLから時間帯補正等価騒音レベル(Lden)に変更。

## 7 環境教育・環境学習関係資料

### 1 環境アドバイザー一覧(平成28年度)

分野	氏名	主なテーマ	所属等
経済・暮らしと環境	津川 なち子	消費生活と環境（グリーン購入・ごみ）	環境カウンセラー 省エネアドバイザー
	中央子	消費生活と環境（環境家計簿・省エネ）	消費生活専門相談員 徳島県消費生活有識者会議事務局長
	丸山 泰弘	ごみの減量とリサイクル	環境カウンセラー マルフ環境株式会社代表取締役
	亀井 俊明	地域カーボンについて	非営利株式会社環境創造代表取締役
環境学習	井口 利枝子	自然観察方法、野生動物からみた環境保全	とくしま自然観察の会世話人
	渡辺 雅子	海辺の生態系保全	沖洲海浜楽しむ会・日本自然保護協会 自然体験活動推進協議会
	川村 俊子	井戸端会議方式により、知り、考え、行動する環境活動。循環型社会と環境活動	未来の子どもを守るかい、優元快舎とこちゃんKU。 容器包装廃棄物排出抑制推進員（3R推進マイスター）
	佐藤 久夫	森林と環境	徳島県森の案内人ネットワーク
	藤本 勇二	体験型環境学習	環境カウンセラー 武庫川女子大学専任講師
	山引 満男	ネイチャーゲーム	日本シェアリング・ネイチャーアソシエーション 徳島県シェアリング・ネイチャーアソシエーション顧問
	野本 ふくみ	ネイチャーゲーム	日本シェアリング・ネイチャーアソシエーション 徳島県シェアリング・ネイチャーアソシエーション理事
	大南 信也	アドプトプログラムの実践・組織	NPO法人グリーンバレー理事長 アドプト・ア・ハイウェイ神山会議代表
地域環境活動	新開 善二	身边に始める環境活動、遍路道の美化・不法投棄防止実践講座、体操・かるた・紙芝居を使っての環境出前講座	NPO法人徳島共生塾一步会理事長 省エネルギー普及指導員
	杉浦 良	リサイクル活動（人も物も活かされる街作り）	NPO法人太陽と緑の会代表理事
	米田 博	地域環境と新しい学校支援と環境学習 知の循環型社会と環境活動	正法寺川を考える会会長 徳島県生涯学習インストラクターの会会長
	中村 英雄	河川の清掃・修景	NPO法人新町川を守る会理事長
	森本 初代	ごみ問題、身近な地球温暖化問題	まねきNECOの会代表
	藤井 園苗	ごみと地域での解決法	NPO法人ゼロ・ウェイストアカデミー
	鎌田 磨人	植物生態学、景観生態学	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス 研究部教授
自然環境	三宅 武	野鳥と生態系	日本野鳥の会徳島県支部支部長
	木下 覚	植物の分布・分類、徳島のフローラ 希少植物、外来植物、水草	徳島県植物研究会会長
	吉田 一夫	トンボ類・水辺ビオトープ	市場町にトンボの里を作る会
	樫本 幸実	ビオトープや緑地の保全・整備・管理 都市及び農村の景観・環境の保全	ビオトープ管理士 環境カウンセラー
	飯山 直樹	ビオトープの設計・管理 生態系・植生、農村環境、緑化活動	ビオトープ管理士、樹木医
	森本 康滋	植物観察・生物多様性全般 植物を使ったネイチャーゲーム、外来種	徳島県自然保護協会会长
	行成 正昭	自然観察（昆虫関係）、自然生態系に関する話	

分野	氏名	主なテーマ	所属等
生活・地球環境 (地球・大気・ 水環境・化学物質・廃棄物・ リサイクルなど)	池田 早苗	水環境, 水質分析, おいしい水(名水)	徳島大学名誉教授
	上月 康則	水環境, 水生生物, 生態系	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部教授
	近藤 光男	地球温暖化対策, 交通と環境, 都市環境政策	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部教授
	大西 徳生	自然エネルギーと環境	徳島大学名誉教授 放送大学徳島学習センター所長
	田代 優秋	水環境, 農村環境, 用水路の魚	公益財団法人校外地域再生センター 徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部特別研究員
	宮下 晃一	自動車交通と環境	鳴門教育大学教授
	村田 勝夫	水の浄化, 大気環境, 水環境 放射線と環境	鳴門教育大学名誉教授
	佐野 稔	中小企業における環境対応	環境カウンセラー 環境経営サポート事務所
	奥嶋 政嗣	交通と地球環境	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部准教授
	加藤 研二	地球温暖化対策, 交通と地球環境	阿南工業高等専門学校准教授
	田村 隆雄	森林の水環境, 緑のカーテン	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部准教授
	田村 千鶴	木質系・農業系バイオマス, 微生物変換	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部助教
	牛川 務	水質汚濁, 大気汚染, 地球温暖化, 生物多様性	技術士(環境部門) 公害防止管理者(大気1種, 水質1種)
	大垣 光治	地球温暖化対策, 国際環境協力, 自然エネルギー	環境カウンセラー
	新納 裕	地球温暖化対策, エネルギー対策 公害・化学物質	環境カウンセラー
	佐藤 由美	地球温暖化対策, 再生可能エネルギー	フリーライター

## 8 その他資料

### 1 公害防止協定等締結事業場一覧

(平成28年10月1日現在)

県及び 市町村	協定の当事者		協定締結年月日	改廃等
	企業名	工場の所在地		
県 阿南市	四国電力(株)	阿南市橋町	S46.12.11	S50.10.27廃止
			S50.10.27	S53.5.30改定 S55.3.31改定 S57.11.30改定 H7.2.8改定
	四国電力(株) 電源開発(株)	"	H7.2.8	
	新日本電工(株)	"	S46.3.27	S47.12.15廃止
			S47.12.15	S50.12.10廃止
			S50.12.10	H18.6.1廃止
			H18.6.1	
	王子製紙(株) 王子ネピア(株)	阿南市豊益町	S48.10.26	S53.5.30改定 S58.3.31改定 H3.12.27改定 H5.9.20廃止
			H5.9.20	H8.3.21改定 H15.5.20廃止
			H15.5.21	H16.3.9改定 H24.3.27廃止
			H24.3.27	
県 徳島市 北島町	東邦テナックス(株)	板野郡北島町	S49.12.6	H1.5.20改定 H16.8.16廃止
			H16.8.17	
	東亞合成(株)	徳島市川内町	S49.12.6	H3.10.1改定 H9.10.20改定
	日清紡ペーパープロダクト(株)	"	"	H14.9.1廃止
			H14.9.1	
県 徳島市	大塚化学(株) 大塚食品(株)	"	S49.12.6	H2.4.10改定 H14.8.31廃止
			H14.9.1	
	大塚製薬(株)	"	S49.12.6	S60.1.31改定 H21.12.15廃止
			H21.12.15	
	大鵬薬品工業(株)	"	S49.12.6	S62.12.10改定
	四国トーセン(株)	徳島市応神町	"	
	新日本理化(株)	徳島市川内町	"	
	四国化成工業(株) (吉成事業所)	徳島市応神町	"	H10.3.26改定
	徳島化製事業協業組合	徳島市不動本町	S53.9.30	H7.5.15廃止
			H7.5.15	
県 北島町	陸技研(株)	徳島市東沖洲	H8.3.29	
	四国化成工業(株) (北島事業所)	板野郡北島町	S49.12.6	
県 鳴門市	(株)大塚製薬工場 大塚化学(株) OATアグリオ(株)	鳴門市撫養町	S51.3.16	S53.12.5廃止
			S53.12.5	S61.11.1改定 H14.8.31廃止
			H14.9.1	H27.3.31廃止
			H27.4.1	

県及び 市町村	協定の当事者		協定締結年月日	改廃等
	企業名	工場の所在地		
県 鳴門市	鳴門塩業(株) (製塩工場)	"	S52.3.3	S61.11.1 改定
	鳴門塩業(株) (化学工場)	"	"	"
県 小松島市	日本製紙(株) 日本製紙パピリア(株)	小松島市豊浦町	S51.4.17	H2.2.1 改定 H5.4.1 廃止
			H5.4.1	H9.12.1 改定 H16.3.9 廃止
			H16.3.10	H26.9.30 廃止
			H26.10.1	
県 藍住町	(株)ジェイテクト	板野郡藍住町	S51.7.20	H1.1.24 改定





